

## 本日検討する論点について

### 1. 時効の中断又は停止について

(1) 今回検討されている制度において、共通争点に関する審理の状況や相手方事業者の応訴態度等によっては、集合訴訟の係属中に、個々の消費者の有している権利の消滅時効期間が満了することがあり得るが、その場合、相手方事業者が消滅時効を援用すると救済が得られないということになり、集合訴訟制度の実効性がそがれかねないという問題がある（参考1、2）。

(2) 現行制度上、時効中断事由としては、請求、差押え・仮差押・仮処分、承認があり、請求には、裁判上の請求、支払督促、和解及び調停の申立てなどがある。これらは、権利者自らが行うことが原則となっている。なお、裁判上の請求については、その後却下、取下げとなった場合には時効中断の効力が失われるが、催告として一時中断効が認められ、却下、取下げのときから6ヶ月以内により強い時効中断措置をとれば、催告の時点で時効中断の効力が生じると考えられている（参考3）。

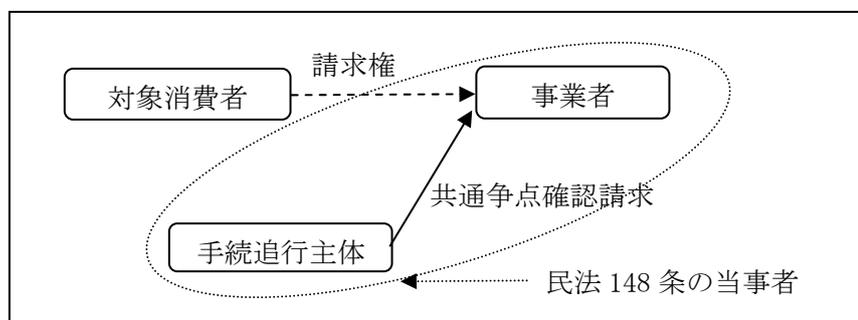
また、時効の完成間際に、権利者が時効中断のための措置をとることが不可能又は著しく困難な事情が発生した場合に、時効によって不利益を受ける権利者を保護して、その事情の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を延期する時効の停止がある。具体的には、法定代理人のない無能力者の権利、法定の財産管理人に対する無能力者の権利、夫婦間の権利、相続財産に関する権利、天災事変の場合がある（参考4）。

(3) 一段階目の手続における訴え提起に催告の効果を認める考え方

一段階目の手続における訴え提起において、個々の対象消費者の権利について、時効の中断又は催告の効果を認めることとするためには、以下の二つの問題点を克服する必要があるのではないか。

- ① 一段階目の手続における審理の対象は、時効中断の効力を生じさせようとする個々の対象消費者が有する給付請求権（損害賠償請求権や不当利得返還請求権等）ではなく、共通争点の確認請求であるため、個々の対象消費者の権利の行使そのものとは言い難いこと（権利（請求）の同一性の問題）
- ② 民法第148条は、時効中断はその中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみその効力を有するとするが、一段階目の手続の

手続追行主体を適格消費者団体とすると、対象消費者自身が手続を追行しているわけではないこと（権利行使をする主体の同一性の問題）



#### ア ①について

A案においてもB案においても、一段階目の手続においては、共通争点の確認を求めているが、これは、多数の消費者に対する事業者の行為に関し共通要素として認められる責任原因等について、審理・判断を求めるもので、個々の対象消費者が有する給付請求権の存否を判断するに当たり、前提となるものである。そこで、適格消費者団体などの手続追行主体が共通争点の確認を求めていることをもって、対象消費者が権利行使の意図を継続的に表明したと評価することができるのであれば、対象消費者が有する請求権の時効中断事由としての催告がされたものと認めるものとするのが考えられるのではないか<sup>1</sup>。

なお、その際、手続追行主体が求めているのは、主に対象消費者の請求権行使の前提となる共通争点の確認であり、対象消費者の権利そのものではないことや、請求主体が対象消費者ではなく手続追行主体であることから、対象消費者の権利について対象消費者の権利行使の意図が継続的に表明されていると見ることができかねるかが問題となると考えられる。この点については、二段階型の集合訴訟手続においては、一段階目の判決の後、手続追行主体が通知・公告をし、対象消費者が手続に加わることを促し、二段階目の手続において、手続追行主体が、対象消費者から授權を受けて権利行使をすることが制度上予定されており、一段階目の手続における共通争点の確認請求においても、潜在的に権利行使を行っていると考えすることはできないか。

<sup>1</sup> なお、判例上、訴訟物とした請求以外の基本的な請求原因事実を同じくする請求についても催告の効果を認めている例がある（最高裁平成10年12月17日判決は、不法行為の損害賠償請求をしていたところ、後に不当利得返還請求をした場合について、先の請求に催告の効果を認め、後に請求を追加したときに中断の効果を認めている）。

## イ ②について

民法第 148 条が、時効中断は当事者及び承継人の間においてのみ効力を有するとしているのは、ある者の行為が、他人を害したり、利したりすることがあってはならないという考え方に基づくものとされている。しかし、現行法においても例外を認める規定があり、また解釈上も物上保証人等については例外が認められている。こうした現行法の取扱いに照らし、二段階型の集合訴訟制度においては、手続追行主体の共通争点確認の結果は、対象消費者が有利に活用できるという意味において、対象消費者にも効果を生じる手続であり、そのような手続は、手続追行主体の行為により、対象消費者を利することがあるのを当然の前提としているので、このような手続を創設した結果として、上記の裁判上の催告の効果の対象消費者に及ぶことが許容されると考えることはできないか<sup>2</sup>。

なお、以上のような考えに基づく具体的な立法方法としては、例えば、「二段階目の手続の申立てをした場合には、一段階目の提訴のときに訴え提起したものとみなす」という定め方が考えられるのではないか。

### (4) 時効の停止を認める考え方

二段階型の集合訴訟制度において、一段階目の手続が係属していることをもって対象消費者の有する給付請求権の時効障害事由とすることを認めるためには、現行の時効の停止事由との比較で、それらに準じた必要性が認められるかが問題になる。

二段階型の訴訟手続が係属しているとしても、A案を前提とする限り、個々の消費者が個別に訴えを提起することは妨げられない。しかしながら、手続追行主体が一段階目の手続において、共通争点について争っている場合には、その成り行きに期待して、個々の対象消費者が当面提訴を見合わせることは、それなりに合理的な判断であると考え、権利行使が期待できない事由と評価することはできないか。

今回の制度は、個人では訴えを提起することが困難な事件について消費者被害救済の実効性を図るために、自ら訴えの提起をしなくても、簡易な手続によって被害救済が得られるように、新たな制度を設けようとするものであることから、時効中断のためだけに対象消費者が個別に訴えを提起することを求めるのは酷とも考えられる。また、相手方の応訴の負担に照らしても、集合訴訟の係属中に時効中断のためだけに個別訴訟が次々と起こされる事

---

<sup>2</sup> なお、B案においては訴訟担当の考え方を基礎としているため、手続追行主体のした裁判上の催告の効果の対象消費者に及ぶとも考えられる。そのため、時効中断の相対効の例外ともなると考えられる。

態は好ましくないと思われる（参考4、5）。

そこで、通常の訴訟制度とは異なった二段階型手続を創設するのに併せて、二段階型手続が係属している間は、時効の停止を認めるものとするのはできないか。

- (5) なお、仮に上記のような考え方により、特段の規定を設けるとすると、手続追行主体の行為により、催告の効果や、時効の停止が生じることになり、反面として相手方事業者は、記録の保存等の応訴のための準備をする必要があり負担となるところ、加害目的で濫用的に提訴がなされることが考えられないではないが、手続追行主体を多数の消費者の利益の擁護を図るため共通争点を確認するという役割を果たすにふさわしい存在に限れば、制度の濫用のおそれはないと考えられる。

また、催告や停止の効果の及ぶ範囲が明確でなければ、権利関係の処理に混乱をきたすおそれがあるから、催告や停止の効果の及ぶ範囲は明確でなければならないと考えられるところ、訴え提起の時点で、対象消費者の範囲を明確化することとすれば、特段の弊害は生じないと考えられる。

- (6) 以上について、どのように考えるか。

## (参考1) 消滅時効について

### 1. 消滅時効制度の趣旨

#### (1) 長期間にわたって継続した事実状態の保護

継続する事実状態を保護することが、その間に形成された社会生活の安定・取引の安全に資する。また、継続する事実状態は真実の権利関係を反映している蓋然性が高い。

#### (2) 権利の上に眠るものは保護しない

仮に時効によりもたらされた権利関係が「真実の権利関係」と違っており、真の権利者がいたとしても、この者は自分の権利を主張しなかったのだから法律上の保護を望んでいなかったものと見られても仕方ないのであり、その権利を失ったからといって権利者に酷だとはいえず、自分の権利につき怠慢な権利者は保護に値しない。

#### (3) 証明困難の救済

長い年月が経過すると「真実の権利関係」を証明することが困難になるため、この証明困難から占有者や債務者を保護する。

### 2. 消滅時効の要件

「権利を行使できる時から」、「一定期間が経過」し、かつ、「援用」すること

#### (1) 権利を行使できる時（民法第166条第1項）

①権利行使について法律上の障害がないこと

②権利者が権利を行使し得ることを知る必要はない（大判昭12年9月17日民集16巻1435頁）

③権利を行使することができる時とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である。（最判昭和45年7月15日民集24巻7号771頁）

#### (2) 一定期間の経過

①一般債権 10年間（第167条第1項）

②商事債権 5年間（商法第522条）

③判決で確定した権利 10年間（第174条の2）

（裁判上の和解、調停その他確定判決度同一の効力を有するものによって確定した権利も同様）

#### (3) 援用（第145条）

①援用権者 時効により直接利益を受ける者

(具体例) 債務者、保証人、連帯保証人、物上保証人(最判昭和 42 年 10 月 27 日民集 21 卷 8 号 2110 頁等)、抵当不動産の第三取得者(最判昭和 48 年 12 月 14 日民集 27 卷 11 号 1586 頁)

### 3. 消滅時効の効果

起算日に遡って、権利が消滅する(第 144 条)。

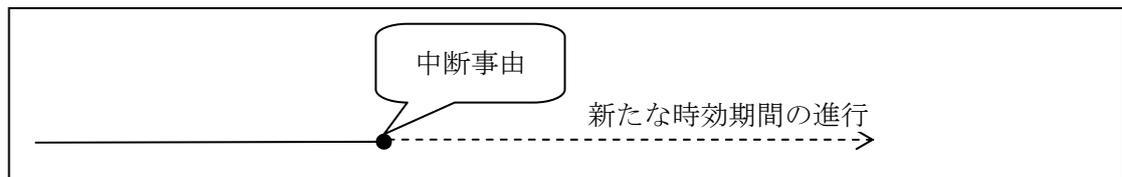
相対的効力であり、援用した者と援用の相手方との関係で、消滅する。

(具体例) 債務者が消滅時効を援用せず、物上保証人が援用する場合、債権者は債務者に対してのみ弁済を請求でき、物上保証人に対しては担保権の実行ができない。

### 4. 時効の中断

#### (1) 意義

時効の進行中に時効を覆すような事情が生じたことを理由として、それまでの時効期間の経過を全く無意味にすること。中断事由が終了すると、そこから新たな時効が進行する。



#### (2) 中断事由(第 147 条)

##### ①請求(同条第 1 号)

###### ア 裁判上の請求(第 149 条)

却下、取下げ、請求棄却の場合は中断が生じない。

###### イ 支払督促(第 150 条)

債権者が法定期間内に仮執行宣言の申立てをしなかったために、支払督促が効力を失った場合には、時効中断の効力が失われる。

###### ウ 和解及び調停の申立て(第 151 条)

相手方が和解期日に出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、時効中断の効力が生じない。1 ヶ月以内に訴え提起すれば、和解申立て等のときに時効中断の効力が生じる。

###### エ 破産手続参加(第 152 条)

##### ②差押え、仮差押え又は仮処分(第 147 条第 2 号)

債権者の請求により取り消された場合（債権者が取り下げる場合）、法律の規定に従わないことにより取り消された場合（民事執行法第 40 条）は、時効中断の効力は生じない(第 154 条)。

③承認（第 147 条第 3 号、第 156 条）

### （3）中断の効果

① その中断の事由が終了したときから、新たにその進行を始める（第 157 条第 1 項）。裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める（同条第 2 項）。

中断後に進行する時効期間は、原則として前の時効と同じである（ただし、短期消滅時効に係る債権が確定判決により確定されると 10 年の時効となる。第 174 条の 2 第 1 項）。

② 当事者及びその承継人の間においてのみ、中断の効力を有する（第 148 条、相対的効力）

③ 民法では、連帯債務者に対する請求による中断の他の連帯債務者への効力（第 432 条）、主債務者に対する請求による中断の保証人への効力（第 457 条）、連帯保証人に対する請求による中断の主債務者への効力（第 458 条）が規定されている。

さらに、債務者に対する時効中断の効果は物上保証人や抵当目的物の第三取得者にも及ぶと考えられている。

④ 債権者が、債権者代位により債務者に属する権利を行使して第三債務者に対し訴えを提起したときは、債務者との関係でも時効中断する（大判昭和 15 年 3 月 15 日民集 19 卷 586 頁）。

「債務者ノ権利ヲ保存スルテフ観念ハ債権者カ債務者ノ権利ヲ行使シタルトキハ当然ニ債務者ニ帰属スルモノニシテ債務者自身カ其ノ権利ヲ行使シタルト同一ノ効果ヲ生ジタルコトヲ表明シタルニ外ナラス蓋シ若シ然ラスンハ民法カ此ノ法律制度ヲ設ケタル趣旨ヲ没却スルニ至レハナリスノ如ク権利行使ノ効果カ当然ニ債務者ニ帰属スルコトハ取りモ直サス総債権者ノ利益ニ帰スルモノナリ」

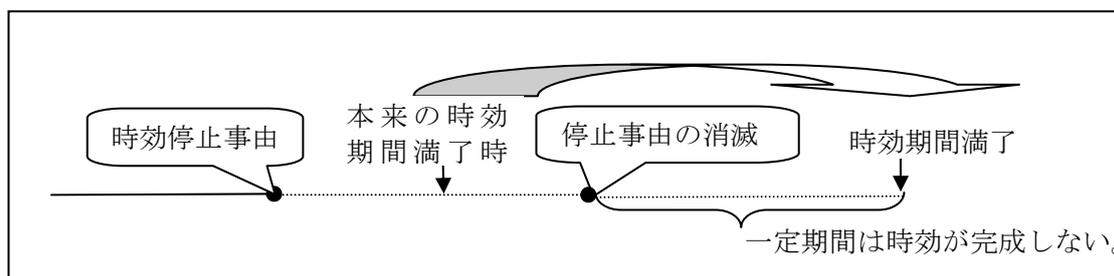
なお、第 148 条の「当事者」を判決の既判力の及ぶ人的範囲と一致させる見解もある。

## 5. 時効の停止

### （1）意義

時効の完成間際に、権利者が時効中断のための措置をとることが不可能又は著しく困難な事情が発生した場合に、時効によって不利益を受ける権利者

を保護して、その事情の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を延期することをいう。



## 6. 参照条文

### ○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（時効の効力）

第百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

（時効の援用）

第百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第百六十六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

（債権等の消滅時効）

第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

（判決で確定した権利の消滅時効）

第百七十四条の二 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

（時効の中断事由）

第百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

（時効の中断の効力が及ぶ者の範囲）

第百四十八条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

(裁判上の請求)

第百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

(支払督促)

第百五十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第百五十一条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第百五十二条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(催告)

第百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第百五十五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

(承認)

第百五十六条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(中断後の時効の進行)

第百五十七条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

## ○商法（明治三十二年法律第四十八号）

(商事消滅時効)

第五百二十二条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

## (参考2) 具体的事案に即した時効の扱い

### 1. 具体的事案に即した時効の扱い

- (1) 学納金返還請求事件（不当利得返還請求権）  
在学契約を解除（入学辞退）した時から10年（民法第167条第1項）
- (2) 敷金返還請求事件（契約に基づく返還請求権）  
賃貸借契約終了後の明け渡し完了時から10年あるいは5年（民法第167条第1項、商法第522条）
- (3) 個人情報流出事件（不法行為に基づく損害賠償請求権）  
損害及び加害者を知った時から3年  
ただし、行為の時から20年の除斥期間がある（民法第724条）
- (4) 近未来通信事件（取締役の第三者に対する損害賠償責任）（会社法第429条第1項）  
時効期間は10年  
（旧商法第266条の3の責任について、最判昭49年12月17日民集28巻10号2059頁）
- (5) 詐欺取消し等によって生じた不当利得返還請求権（民法第96条第1項）  
取り消した時から10年（民法第167条第1項）  
※ただし、取消権は、追認をすることができる時から5年、行為の時から20年内に行使しなければ消滅する（民法第126条）。

### 2. 参照条文

#### ○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

（詐欺又は強迫）

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2ないし3 （略）

（取消権の期間の制限）

第二百六十六条 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

## ○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

第四百二十九条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 （略）

### (参考3) 裁判上の請求による時効中断等

#### 1. 裁判上の請求

- (1) 訴えの却下又は取下げ（民法第 149 条）、請求棄却の場合は中断が生じない。
- (2) 給付訴訟のみならず、確認訴訟や反訴の提起でもよい。
- (3) 訴訟物との関係

ア. 訴訟物が異なっても、一定の事情の下に、時効の中断を認める。

最判平成 10 年 12 月 17 日（判タ 992 号 299 頁）は、金員の着服を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、着服金員相当額の不当利得返還請求がその時効期間 10 年の経過後に追加された場合、両請求が、基本的な請求原因事実を同じくする請求であり、経済的に同一の給付を目的とする関係にあるなどの事情の下においては、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の係属中は、不当利得返還請求につき催告が継続し、不当利得返還請求の追加により、その消滅時効は確定的に中断されたとして、消滅時効の中断を認めた。

また、時効中断の原因たる裁判上の請求には基本的法律関係の存在確認を目的とする訴訟を包含するとして、保険契約存在確認の訴えをもって、保険金請求権に関して時効中断の効力が生じるとしたものがある（大審院昭和 5 年 6 月 27 日判決）。

イ. 一部請求の扱い

債権者が一部請求であることを明示した上で債権額の一部を請求した場合には、残額については時効中断の効力は生じない（最判昭和 34 年 2 月 20 日民集 13 卷 2 号 209 頁）。他方、一部請求であることを明示せずに請求したときは、債権全体が「訴訟物」となっているため、債権の同一性の範囲内において、その債権全体について時効中断の効力が生じる（最判昭和 45 年 7 月 24 日、交通事故による損害賠償請求訴訟で、原告が後に請求を拡張したときに、拡張部分についても当初の訴えの提起により時効が中断するとして）。

#### 2. 催告

- (1) 催告：債務者に対して履行を請求する債権者の意思の通知をいう。  
独立の中断事由にはならず、催告後 6 ヶ月以内に他の中断事由の手続をとると催告の時点で時効中断の効力が生じる（民法第 153 条）。
- (2) 裁判上の催告：訴え提起した権利者が訴えを取り下げると「裁判上の請求」としての時効中断の効力はないが、催告としての一時的中断効が認め

られ（訴え提起から取下げの時点までは催告が継続していると考え）、取下げの時から6ヶ月以内により強い時効中断措置をとれば訴え提起の時点に遡って時効が中断されるという考え方（破産手続開始の申立てをした債権者が申立てを取り下げた場合につき、最判昭和45年9月10日民集24巻10号1389頁、最判昭和50年1月17日金融法務事情746号25頁）。

### 3. 時効の特例

#### (1) 労働審判手続

適法な異議の申立てがあった時は、労働審判手続の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなされ（労働審判法第22条）、時効中断の効力が認められる。

#### (2) 損害賠償命令手続

損害賠償命令の申立ての却下の告知を受けたときは、6ヶ月以内に裁判上の請求等をしなければ、時効中断の効力を生じない（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第22条）。

適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令に係る申立ての時に、訴えの提起があったものとみなされ（同法第28条第1項）、時効中断の効力が認められる。

#### (趣旨)

第22条は、損害賠償命令の申立てが「裁判上の催告」に当たり、事件の係属中は、暫定的な時効中断効が継続することを確認的に規定したものである。なお、民法第153条等の「裁判上の請求」とは、「裁判上の手続において権利を主張して、その確定を求め、又は債務の履行を求めるもの」をいうものと解されるところ、被害者が損害賠償命令の申立てをした場合には、当該申立ては、不法行為に基づく損害賠償請求権の存在を主張し、裁判手続においてその確定を求めているものであるということができるところから、この「裁判上の請求」に当たるものと考えられる。

第28条第1項は、損害賠償命令手続は、簡易迅速に審理をする手続であることから、適法な異議の申立てがあったときには、通常 of 民事訴訟手続で改めて審理をすることとして、当事者の手続保障を確保するとともに、損害賠償命令の申立ての時に訴えの提起があったものとみなすことによって、損害賠償命令の申立てにより生じた時効中断の効力を維持させることとするものである（刑事裁判資料第288号『平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説』166頁、193頁）。

### (3) 民事調停

調停が不成立となった場合に、申立人がその旨の通知を受けた日から、2週間以内に訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなす（民事調停法第19条）。

#### (趣旨)

調停の申立をしても、その手続中に出訴期間が経過し或いは消滅時効が完成して、その事件が調停において解決できなかった場合には、申立人は、当初から訴えを提起した場合に比べて不利益を蒙ることになり、この点がかえって不誠意な相手方の乗ずるところともなる。本条は、右の不都合を防止するため、調停の不成立及び調停に代わる決定の失効の場合に、調停の目的となった請求について二週間内に訴えを提起したときは、訴訟係属の効果を調停申立の時に遡らせることとした。この規定は、附則第十二条による民事訴訟用印紙法の一部改正（調停不成立の場合の訴えの訴状には、差額に相当する印紙を貼用すれば足りるとの規定）と相まって、調停申立人の訴権の実行を容易ならしめ、ひいては調停を軽視する不誠意な相手方の調停に対する協力を促すことにもなり制度の運用に資するものと思われる（民事裁判資料第25号『民事調停法規の解説』37頁）。

### (4) 裁判外紛争解決促進法

認定紛争解決手続において、和解の成立する見込みが無いことを理由に、手続を終了した場合において、手続の実施を依頼した当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から1ヶ月以内に当該手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、当該手続における請求の時に訴えの提起があったものとみなす。

#### (趣旨)

紛争の当事者が認証紛争解決手続によっては紛争が解決しなかったために当該紛争について訴えを提起した場合において、例えば、当該紛争の当事者が有する権利が時効期間の満了により時効消滅するとすれば、結局は、民間紛争解決手続を利用しようとするインセンティブが働かず、民間紛争解決手続の活性化も図られないことになる。そこで、本条は、公平性及び実効性が認められる認証紛争解決手続の利用を前提として、その後訴えを提起した場合に、時効中断に関し、訴え提起の時点を経済紛争解決手続における請求の時にまで遡及させることにより、その目的となった権利についての時効中断を認めることとしたものである（小林徹『司法制度改革概説7巻・裁判外紛争解決促進法』128頁）。

#### 4. 参照条文

##### ○労働審判法（平成十六年法律第四十五号）

（訴え提起の擬制）

第二十二条 労働審判に対し適法な異議の申立てがあったときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、当該労働審判手続の申立ての時に、当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。

2 前項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件は、同項の地方裁判所の管轄に属する。

3 第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、民事訴訟法第三百七条、第三百三十八条及び第五百五十八条の規定の適用については、第五条第二項の書面を訴状とみなす。

##### ○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）

（申立ての却下）

第二十一条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき（刑事被告事件に係る罰条が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第十七条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなったときを除く。）。

二 刑事訴訟法第四条、第五条又は第十条第二項の決定により、刑事被告事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなったとき。

三 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百二十九条若しくは第三百三十六から第三百三十八条までの判決若しくは同法第三百三十九条の決定又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十五条の決定があったとき。

四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第十七条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

2 前項第一号に該当することを理由とする同項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 前項の規定による場合のほか、第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（時効の中断）

第二十二条 損害賠償命令の申立ては、前条第一項の決定（同項第一号に該当することを理由とするものを除く。）の告知を受けたときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民

事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

（訴え提起の擬制等）

第二十八条 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、第十七条第二項の書面を訴状と、第十八条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2 前項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所は、その訴えに係る訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、決定で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

4 前項の規定による移送の決定及び当該移送の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

## ○民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）

（調停不成立等の場合の訴の提起）

第十九条 第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により事件が終了し、又は前条第二項の規定により決定が効力を失った場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴を提起したときは、調停の申立ての時に、その訴の提起があつたものとみなす。

## ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）

（時効の中断）

第二十五条 認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

- 2 第十九条の規定により第五条の認証がその効力を失い、かつ、当該認証がその効力を失った日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が第十七条第三項若しくは第十八条第二項の規定による通知を受けた日又は第十九条各号に規定する事由があったことを知った日のいずれか早い日（認証紛争解決事業者の死亡により第五条の認証がその効力を失った場合にあつては、その死亡の事実を知った日）から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。
- 3 第五条の認証が第二十三条第一項又は第二項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日に関し認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が同条第五項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知った日のいずれか早い日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

## (参考4) 時効の停止

### 1. 意義

時効の完成間際に、権利者が時効中断のための措置をとることが不可能又は著しく困難な事情が発生した場合に、時効によって不利益を受ける権利者を保護して、その事情の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を延期すること。

### 2. 停止事由

- ① 時効の期間の満了前6ヶ月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないとき、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6ヶ月を経過するまでの間は、時効は完成しない（民法第158条第1項）
- ② 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6ヶ月を経過するまでの間は、時効は完成しない（同法第159条）。
- ③ 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から6ヶ月を経過するまでの間は、時効は完成しない（同法第160条）。
- ④ 天災その他避けることのできない事象のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅したときから2週間を経過するまでの間は、時効は完成しない（同法第161条）。

### 3. 参照条文

#### ○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（未成年者又は成年被後見人と時効の停止）

第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

- 2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

（夫婦間の権利の時効の停止）

第百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(相続財産に関する時効の停止)

第百六十条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産  
手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(天災等による時効の停止)

第百六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変の  
ため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過す  
るまでの間は、時効は、完成しない。

## (参考5) 時効制度に関する立法提案

### 1. 訴え提起の取扱いについて

(1) 訴え提起やその他の手続の申立て等があった場合には、時効期間の進行が停止するものとして、手続開始時における時効の残存期間をそのまま維持するという考え方がある（民法（債権法）改正検討委員会編「債権法改正の基本方針」別冊 NBL126 号 207 頁）。また、この考え方は、訴えの取下げ等の後に直ちに時効が完成する事態を生ずるおそれがあることなどを考慮し、手続の終了後、一定期間が経過した後まで時効の完成が延期されることを併せて提案している。

(2) また、訴え提起やその他の手続の申立て等があった場合にも、民法第 158 条から第 161 条までに掲げられている権利行使困難型の時効停止事由と同様に、時効の停止（時効期間の満了の延期）の事由とするという考え方もある（民法改正研究会編「民法改正 国民・法曹・学会有志案」法律時報増刊 133 頁、金山直樹編「消滅時効法の現状と改正提言」別冊 NBL122 号 294 頁）。

### 2. 一部請求についての取扱い

1. (1) の立場からは、①債権の一部について請求があるときには、相応の理由により一部請求を選択した債権者を保護する必要があり、また、②一部の請求であることが明らかにされていれば債務者は残部についての争いに備えるべきことを認識することができるとして、一部請求であることを明らかにして訴えの提起等がされた場合であっても、債権全部について時効障害事由としての効果が生ずることとすべきであるとの考え方が提示されている（民法（債権法）改正検討委員会編「債権法改正の基本方針」別冊 NBL126 号 209 頁）。

### 3. 交渉・協議の取り扱い

(1) 債権に関して当事者間で協議がされている間は、債権者はその成り行きに期待して、強固な措置を当面見合わせてよいとすることが、債権者にとっても債務者にとっても望ましいとして、当事者間における協議を時効障害事由と位置づけるべきであるという考え方が提示されている。

これに関し、当事者間における交渉・協議を時効障害事由とする場合における位置付けや要件について、次のような考え方が提示されている。

- (2) 1. (1) の考え方からは、時効期間の進行停止の事由（文字通りその間の時効期間の進行停止とする）としつつ、当事者間の協議が終了した後、時効完成までに間がない場合には、時効期間の満了の延期を認めるべきとの考え方が提示されている（民法（債権法）改正検討委員会編「債権法改正の基本方針」別冊 NBL126 号 208 頁）。
- (3) 1. (2) の考え方からは、時効の停止事由（現行法の停止と同じ）とすべきであるという考え方が示されている（民法改正研究会編「民法改正 国民・法曹・学会有志案」法律時報増刊 133 頁、金山直樹編「消滅時効法の現状と改正提言」別冊 NBL122 号 296 頁）。

## 2. 手続追行主体が個別通知をする場合の対象者の把握方法について

### (1) 基本的な考え方

二段階目の手続への加入を促す通知・公告については、可能な限り多くの対象消費者が当該手続に加入して救済を受けられるようにするとともに、紛争の一回的解決に資することとし、不必要な費用負担を生じさせない効率的な通知・公告の在り方を検討する必要があると考えられる。

対象消費者に手続への加入を促すためには、相当な方法で個別に通知するのが効率的である。しかしながら、手続追行主体は、通常、対象消費者の住所等、個別通知をするために必要な情報を有していないことが多いのに対し、対象消費者と契約関係にある相手方事業者は、対象消費者を特定するのに必要な情報を有していることが多いと推測される。

そこで、相手方事業者に対し対象消費者を特定するのに必要な情報の提供を求めることができることとすれば、実効的かつ効率的な個別通知を行うことができるものと考えられるので、以下、この観点から検討する。

### (2) 事業者の情報提供を求めることの合理性

この点に関し、以下の観点から検討するのが適当と考えられる。

#### ① 対象消費者のプライバシー保護及び個人情報保護法との関係

(i) まず、手続追行主体が対象消費者の住所等の情報を取得することの適否が問題となるが、

- ・二段階目の手続に加入することによって対象消費者自身に得られる利益と自己の住所等を手続追行主体に知られるという不利益を比較すれば、通常、二段階目の手続に加入することによって得られる利益の方が大きいと考えられること
- ・今回の制度設計において、相手方事業者の応訴負担の軽減や、司法資源の有効活用を考えれば、二段階型の手続において、対象消費者のうち可能な限り多くの人が加入するようにし、紛争の一回的解決を図ることが必要と考えられること

を踏まえると、手続追行主体が情報を取得することを正当化することが考えられるのではないか。

(ii) 次に、手続追行主体について、多数の消費者の利益の擁護を図るため共通争点を確認するという役割を果たすにふさわしい存在に限ることとすれば、情報管理が適切に行われることが期待でき<sup>3</sup>、第三者に漏

---

<sup>3</sup> 適格消費者団体においては、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保

洩すなど対象消費者のプライバシーを侵害するおそれは少ないと考えられるのではないか。

- (iii) なお、個人情報保護法第 16 条は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとし、また、同法第 23 条は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとしているが、いずれも法令に基づく場合は例外とされている（同法第 16 条第 3 項第 1 号、同法第 23 条第 1 項第 1 号）。対象消費者のプライバシー保護や営業秘密等の観点を踏まえつつ、通知をするために必要な情報の提供を求めることができる旨の規定を設けることとすれば、これに応じて、相手方事業者が情報提供をしたとしても、個人情報保護法に違反するものではないと考えられるのではないか。

## ② 営業秘密の保護との関係

対象消費者を特定するのに必要な情報（顧客名簿等）は、それ自体一種の営業秘密に当たる場合もあることから、これを取得した者が、それを利用して営業活動を行うなど、対象消費者の被害の救済以外の目的に利用するような弊害が生ずることを避ける必要がある。

これに関し、手続追行主体を適格消費者団体など適切な者に限ることとすれば、当該手続追行主体が対象消費者の情報を利用して競業をする等のことは通常考えられないことに加え、情報の目的外使用を禁止する行為規範・責務規定を設け、仮に競業をするなどの場合には、行政による監督措置の対象とすることによって、上記のような弊害が生ずることを避けることが考えられるのではないか<sup>4</sup>。

また、手続追行主体により適切な情報管理がされるのであれば、第三者が当該手続追行主体から情報を得て利用するなどのことにより、相手方事業者の営業に具体的な不利益が生じさせることもなく、この意味でも、手続追行主体を適切な者に限定することにより、弊害が生ずることを避けることが考えられるのではないか。

---

持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていることが、認定要件となっている（消費者契約法第 13 条第 3 項第 3 号）。また、秘密保持義務も定められており（同法第 25 条）、この規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者は、100 万円以下の罰金に処せられる（同法第 50 条第 2 号）。

<sup>4</sup> 現行消費者契約法上、適格消費者団体の認定要件として、「差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」が規定されており（同法第 13 条第 3 項第 7 号）、認定を受けた適格消費者団体がこの要件に適合しなくなったと認められる場合には、適合命令の措置がとられることとなる（同法第 33 条）。

### ③ 相手方事業者の履行可能性

本制度の対象事案及び対象消費者をどのように定めるかにもよるが、相手方事業者が対象消費者の範囲に該当する顧客の情報を整理して保存している場合はともかく、そうでなければ、直ちに情報を提供することが困難な場合もあり得る。

しかしながら、二段階目の手続への加入を促す通知・公告を行う段階においては、相手方事業者は、既に一定の責任を認められているのであるから、ある程度の負担は甘受する必要があると考えられる。対象消費者の範囲については、一段階目の手続において特定されていることが想定されることを踏まえると、例えば、事業者が情報提供をする上で必要な期間を適切に設定するなどの配慮をすることにより、事業者に対し不当な義務の履行を強いることを避けることができるのではないかと。

### (3) 情報提供を求める具体的な方法（規定の在り方）について

#### ① これに関しては、例えば、

ア 相手方事業者は通知・公告に協力すべきであると抽象的に協力義務を定める規定を設ける方法

も考えられるところであるが、制度としての実効性を確保する観点からは、

イ 相手方事業者は、手続追行主体に対し、対象消費者に個別通知をするために必要な情報を提供すべきであると具体的に訴訟手続上の協力義務を定める規定を設ける方法

も考えられるのではないかと。

#### ② イの考え方について（参考6）

現行の当事者照会及び訴え提起前における照会の制度は、当事者が訴訟において主張立証しなければならない事実が相手方当事者の支配領域内にあるため、主張立証の準備ができないことがあり、このような場合に、期日外に当事者間で直接に照会及び回答のやりとりを行うことができれば便利であり、争点や証拠の整理の充実・促進につながることから認められたものである。

上記のとおり、対象消費者に通知をするために必要な情報も、相手方の支配領域内にあるのが通常であり、手続追行主体が通知のために必要な情報を得ることができるようにすることは、先に見たような合理性が認められるものであるから、当事者間での照会制度を設けることが選択肢の一つとして考えられる。

この場合、現行の当事者照会や訴え提起前における照会制度とは異なり、照会の対象が通知をするために必要な情報に限られていることに加え、照

会の主体である手続追行主体も適切な者に限られることとすれば、濫用のおそれもないと考えられる。

- ③ なお、このように訴訟上の義務として定めた場合、義務の履行をどのように確保するかが問題となる。

これに関し、消費者と事業者の構造的格差<sup>5</sup>に鑑み、訴訟上の信義則がより強く妥当する場面であることを踏まえ、相手方事業者が正当な理由なく応じない場合には、過料などの制裁を課す仕組みを設けることなどが考えられるが、どのように考えるか<sup>6</sup>。

---

<sup>5</sup> 消費者基本法は、第1条で、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定めるとし、第2条の基本理念においては、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重することが規定されている。

<sup>6</sup> 実効性を確保する観点を強調すれば、更に、通知をするために必要な情報の開示を求める実体法上の請求権を政策的に創設することも考えられる（参考7）。この場合、実体法上の請求権を創設することを認めるに足る根拠を何に求めるか問題となる。また、仮にそのような実体上の権利を認めることができたとしても、対象消費者ではない手続追行主体がその権利の主体となることの根拠についても検討する必要がある。実体法上の請求権を政策的に創設する根拠としては、例えば、一段階目の手続で事業者の責任原因又は違法性等が認められていることに鑑みると、事業者側に被害回復のために情報提供をすることが信義則上求められていると考えることはできないか。

## (参考6) 訴訟上の義務として開示請求ができる例

### 1. 訴え提起前における照会（民事訴訟法第132条の2）

(意義)

訴えを提起しようとする者が、訴えの被告となるべき者に対し、訴えの提起を予告する通知を書面とした場合に、その通知をした日から4ヶ月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証の準備をするために必要であることが明らかな事項について、相当な期間を定めて、その期間内に、書面による回答をするよう、書面で照会することができるというもの。

(趣旨)

訴訟手続の計画的進行を図り、民事裁判の充実・迅速化を実現するため、訴えの提起前における証拠収集等の手続を拡充して、訴えの提起前においても、相手方当事者に対して主張立証を準備するために必要な事項を照会することができる手続として設けられた（小野瀬厚ほか編著『一問一答平成15年改正民事訴訟法』28頁）。

平成15年の民事訴訟法の改正（平成15年法律第108号）により追加されたものである。

(回答義務)

照会を受けた者は、一定の除外事由がない場合には、照会に対して回答する訴訟法上の義務を負う。ただし、その義務違反に対する制裁の規定はない。

### 2. 当事者照会（民事訴訟法第163条）

(意義)

当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会することができるというもの。

(趣旨)

当事者が訴訟において主張立証しなければならない事実が相手方当事者の支配領域内にあるため、主張立証の準備ができないことがある。このような場合、争点整理等の手続で裁判所を通じて求釈明により相手方から事実を明らかにさせることもできるが、期日外に当事者間で直接に照会および回答のやり取りを行うことができればなお便利であり、争点や証拠の整理の充実・促進につながることから、当事者照会が制度化されたものである。（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ』436頁）

訴訟法律関係が成立している当事者に民事訴訟法が負わせた特別の義務であり、実質的な根拠は、当事者の一般的な審議協力義務や訴訟上の信義則に求

められる。(『ジュリスト増刊 研究会新民事訴訟法』 166 頁柳田発言)  
(回答義務)

照会を受けた相手方は、一定の除外事由に該当しない限り、回答の義務を負う。ただし、その違反に法律上の制裁はない。

### 3. 特定調停法における文書等の提出 (特定調停法第 12 条)

(意義)

調停委員会は、特定調停のために特に必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができるというもの。

(趣旨)

民事調停においては、民事訴訟法による文書提出命令を発した場合、相手方がこれに応じなくても民事訴訟法第 224 条の規定の適用がないと解されていることを踏まえ、紛争の事実関係の把握等のため特に必要であると認める場合における当事者又は参加人に対する文書・物件の提出命令について、調停委員会が当事者からの申立てを待つまでもなく職権で発動し得ることを明らかにするとともに、違反者には過料の制裁を科すことができることとして、その実効性を高めるようとするものである。

(回答義務)

正当な理由なく応じない者に対し、10 万円以下の過料の制裁を科すこととしている (特定調停法第 24 条)。

### 4. 参照条文

#### ○ 民事訴訟法 (平成八年法律第九号)

(訴えの提起前における照会)

第三百二十二条の二 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知を書面とした場合 (以下この章において当該通知を「予告通知」という。) には、その予告通知をした者 (以下この章において「予告通知者」という。) は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から四月以内に 限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第六十三条各号のいずれかに該当する照会

二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であって、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの

### 三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

- 2 前項第二号に規定する第三者の私生活についての秘密又は同項第三号に規定する第三者の営業秘密に関する事項についての照会については、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合には、これらの規定は、適用しない。
- 3 予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。
- 4 第一項の照会は、既にした予告通知と重複する予告通知に基づいては、することができない。

第百三十二条の三 予告通知を受けた者（以下この章において「被告通知者」という。）

は、予告通知者に対し、その予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。この場合においては、同条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

- 2 前項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができない。

（当事者照会）

第百六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- 三 既にした照会と重複する照会
- 四 意見を求める照会
- 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 六 第百九十六条又は第百九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

（当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果）

第二百二十四条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

2・3 （略）

**○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）**

（文書等の提出）

第十二条 調停委員会は、特定調停のために特に必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

（文書等の不提出に対する制裁）

第二十四条 当事者又は参加人が正当な理由なく第十二条（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による文書又は物件の提出の要求に応じないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

2 （略）

## (参考 7) 実体法上の開示義務が認められる例

### 1. 民法第 645 条に基づく受託事務報告請求

#### (1) 条文の趣旨

本条は前条の善管注意義務に由来する義務の一つだといえる。委任者は中途において、果たして善管注意による事務処理が行われている否かなど、事務処理の現況を知って将来のため適宜の処置をとる必要がある。また委任終了後に顛末報告の必要があることはなおさらである。(『新版注釈民法 (16) 債権 (7)』(有斐閣))

#### (2) 最高裁平成 21 年 1 月 22 日判決 (判例時報 2034 号 29 頁)

預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれているところ、委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負っており(民法第 645 条、第 656 条)、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引履歴を開示する義務を負うと解するのが相当である、と判示した。

### 2. 契約の付随義務論

#### (1) 最高裁平成 17 年 7 月 19 日判決

貸金業者は、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきとして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は不法行為を構成するとした。

### 3. 弁護士会照会制度 (弁護士法第 23 条の 2)

#### (意義)

弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができ、弁護士会が、それに基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる制度。

#### (趣旨)

「弁護士法第 23 条の 2 の照会は、弁護士が受任事件について、訴訟資料を収集し、事実を調査する等その職務活動を円滑に執行処理するために設けられた規定であって、弁護士が基本的人権を擁護し、社会正義を実現するこ

とを使命とするものであることに鑑み、照会の制度もまた公共的性格を有し、弁護士を受任事件が訴訟事件となった場合には、当事者の立場から裁判所の野行う事実の発見と公正な判断に寄与するという結果をもたらすことを目指すものである。」(大阪高裁昭和 51 年 12 月 21 日判決)

(照会に対する報告義務)

相手方は、自己の職務の執行に支障のある場合及び照会に応じて報告することのもつ公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在する場合を除き、照会の趣旨に応じた報告をなすべき義務がある(前掲判決)。

なお、上記義務に違反して照会に応じなかった場合に、照会を申し出た弁護士の依頼者が損害賠償請求をすることができるとした裁判例(京都地裁平成 19 年 1 月 24 日判決・判例タイムズ 1238 号 325 頁)と否定した裁判例(東京高裁平成 22 年 9 月 29 日判決)がある。

#### 4. その他実体法上開示義務を定めている例

##### (1) 会計帳簿の閲覧・謄写請求権(会社法第 433 条)

総株主の議決権の 100 分の 3 以上または発行済株式の 100 分の 3 以上を有する株主は、会社の会計帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、手形小切手元帳等)またはこれに関する資料(伝票、受取証、契約書、信書等)の閲覧または謄写を請求することができる。

なお、違反には 100 万円以下の過料の制裁がある(第 976 条第 4 号)。

(趣旨)

株主には、取締役の違法行為の差止請求権(会社法第 360 条)、取締役の責任追及の代表訴訟権(同法第 847 条)、取締役の解任請求権(同法第 339 条)など、株主が直接に会社業務の運営を監督し是正する権利があるところ、株主がこれらの権利を適切に行使しうるためには、会社経理の状況をその記録である会計の帳簿・書類から正確に知る必要があり、このために閲覧請求権が認められたものである。(『新版註釈会社法(9)』201 頁)

##### (2) 株主名簿の閲覧請求権(会社法第 125 条第 2 項)

株主及び債権者は、理由を明らかにして、株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができるとし、一定の開示拒否事由を法定している。

なお、違反には 100 万円以下の過料の制裁がある(第 976 条第 4 号)。

(趣旨)

株主名簿の備置きおよび公示の義務を会社に対して負わせることにより、直接には株主および債権者の保護を図るものであるが、かかる個別の公示を通じて、株主や債権者をして株主構成について会社の状態を監視させること

により、間接的には会社の利益を保護しようとするもの（『逐条解説会社法第2巻』205頁）

### （3）信託法第39条

受益者が受託者に対して他の受益者の氏名又は名称及び住所や受益権の内容の開示を請求する権利を有することを原則として規定した上で、株主名簿の閲覧謄写請求に対する拒否事由に準じて、受託者の開示拒否事由を法定している。ただし、信託行為に別段の定めを設けることが可能な任意規定にとどまる。

なお、違反には100万円以下の過料の制裁がある（第270条第1項第3号）。（趣旨）

受益者が複数の信託における受益者の意思決定は、受益者の全員一致または多数決によって決するのが原則であるため、受益者がその権利を行使してある意思決定をすることを望む場合には、この受益者としては、他の受益者と連絡を取るなどの必要が生じるところ、信託においては、受益者間に面識がない場合も多いと考えられるため、受益者が他の受益者の氏名および住所や受益権の内容等を知ることができるようにする必要がある。そこで、本条は、かかる必要性と個人情報保護等の要請を調整し、第1項において、受益者が受託者に対して他の受益者の氏名または名称および住所や受益権の内容の開示を請求する権利を有することを原則として規定した上で、第2項において、株主名簿の閲覧謄写請求に対する拒否事由（会社法第125条第3項参照）に準じて受託者の開示拒否事由を法定したものである。（寺本昌広著『逐条解説新しい信託法』〔補訂版〕（商事法務）153頁）

### （4）プロバイダ責任制限法

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が、一定の場合に、特定電気通信役務提供者に対し、氏名・住所等の発信者情報の開示を請求することができるとしている。

（趣旨）

特定電気通信による情報発信は、他の情報流通手段と比較すると、他人の権利利益を侵害する情報の発信が容易であり、いったん被害が生じた場合には、被害が際限なく拡大していくという特質を有している。さらに、匿名あるいは仮名による情報発信により、被害の回復が極めて困難であるという特徴がある。特定電気通信においては、加害者と被害者の間に立って情報等の媒介を行っている特定電気通信役務提供者が存在しており、この特定電気通信役務提供者が発信者情報を保有している可能性が高い。反面この者から情

報を取得できなければ、被害者は加害者の絞り込みすらできず、被害者が発信者情報の開示を受ける必要性が高い。

そこで、一定の厳格な要件が満たされる場合には、正当業務行為として特定電気通信役務提供者に課せられた守秘義務が解除され、その結果、自己の権利を侵害されたとする者が発信者情報の開示を請求することができる旨を法定した。

この開示請求権は、手続法上の権利ではなく、実体法上の請求権として規定されており、裁判所に訴え出て訴訟を通じて権利の実現を図ることもできるし、訴訟外において請求を行うことも可能である。（総務省電気通信利用環境整備室著『プロバイダ責任制限法解説—逐条解説とガイドライン』（第一法規）45頁から48頁）

## 5. 参照条文

### ○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（受任者による報告）

第六百四十五条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

### ○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（報告の請求）

第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

### ○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（株主名簿の備置き及び閲覧等）

第二百二十五条 株式会社は、株主名簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあっては、その営業所）に備え置かなければならない。

2 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 株主名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 株主名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 3 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
  - 一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
  - 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
  - 三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
  - 四 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
  - 五 請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- 4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の株主名簿について第二項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 5 前項の親会社社員について第三項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第四百三十三条 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 2 前項の請求があったときは、株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。
  - 一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
  - 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

- 三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- 四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。
- 五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- 3 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 4 前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

(過料に処すべき行為)

第九百七十六条 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一ないし三 (略)

四 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五ないし三十五 (略)

## ○信託法（平成十八年法律第百八号）

（他の受益者の氏名等の開示の請求）

第三十九条 受益者が二人以上ある信託においては、受益者は、受託者に対し、次に掲げる事項を相当な方法により開示することを請求することができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 一 他の受益者の氏名又は名称及び住所
- 二 他の受益者が有する受益権の内容

2 前項の請求があったときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 請求者が不適當な時に請求を行ったとき。
- 三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- 五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（過料に処すべき行為）

第二百七十条 受託者、第六十条第一項に規定する前受託者の相続人等、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人、受益者代理人又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類又は電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

2ないし4 （略）

## ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）

（発信者情報の開示請求等）

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
  - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かななければならない。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

### 3. 適格消費者団体関係

今回の制度設計において、仮に、適格消費者団体（消費者契約法第2条第4項）を手続追行主体として想定した場合、その担うべき業務の内容等に鑑み、認定要件や、責務規定・行為規範について検討しておく必要があると考えられる。

#### (1) 認定要件

- ① 現行制度上、適格消費者団体の認定を受けるためには、法人格を有していることや目的及び活動実績が認められること等、いくつかの認定要件及び欠格事由が定められている（消費者契約法第13条第3項から第5項まで。参考8）。
- ② 今回の制度設計では、手続追行主体が担うべき業務として、
  - (i) 共通争点の確認請求に係る訴えを提起すること。
  - (ii) (B案の場合) 一段階目の手続において、対象消費者が除外の申出をするために通知・公告をすること。
  - (iii) 二段階目の手続に関し、
    - ・ 一段階目の手続の判決後、二段階目の手続への加入を促す観点から、対象消費者に対し通知・公告をすること。
    - ・ 二段階目の手続において、対象消費者の請求を当該手続追行主体が取りまとめることとした場合に授權を受け、二段階目の手続の申立てをすること。
    - ・ 二段階目の手続において、対象消費者ごとに個別の争点に関する主張・立証をすること。
    - ・ 二段階目の手続における合意による解決をするための対象消費者に対する意思確認をすること。
    - ・ 二段階目の手続における裁判所の決定に対する異議の申立てをすること（二段階目の手続の制度設計にもよる）。
    - ・ 強制執行をすること（同上）。等の業務が新たに加わるものと考えられる。
- ③ これらの業務のうち、まず、(i)の業務については、対象事案をどのようにするかにもよるが、当該請求自体、対象消費者に共通する法律関係等の確認を求めるものであるから、例えば、学納金返還請求訴訟のような事案を想定すると、現行の差止請求と類似するものと考えられる。
- ④ 次に、(ii)(iii)の業務については、対象消費者ごとに個別の事情を確認して主張・立証をするとともに、対象消費者の所在や連絡先を把握・管

理し、連絡を密にして意思確認を行うこと等がその内容として想定される。

こうした業務については、現行法上広く行われている共同訴訟においては、いわゆる弁護団が組織され、訴訟代理人たる弁護士がその処理に当たっているところである。そこで、適格消費者団体がこれらの業務を担うに当たっては、弁護団での活動経験のある弁護士を訴訟代理人として選任することによって対処することもできると考えられるが、そのみならず、適格消費者団体自身が相応の体制や経理的基礎等を備えなければならないとも考えられるところである。

以上について、どのように考えるか。

## (2) 責務規定・行為規範

- ① 現行制度上、適格消費者団体が遵守すべき責務規定・行為規範として、差止請求権の行使状況に関する他の適格消費者団体に対する通知及び内閣総理大臣に対する報告（消費者契約法第23条第4項）、財産上の利益の受領の禁止（同法第28条第1項から第3項まで）、区分経理（同法第29条第2項）、帳簿書類の作成及び保存（同法第30条）等が定められている（参考9）。
- ② これらは、適格消費者団体が差止請求関係業務を適切に遂行することを確保する観点から設けられているものであるが、今回の制度設計において、(1)で見たような新たな業務が付加されることに鑑みると、それに対応して、例えば、
  - ・通知及び報告事項として共通争点の確認請求及びそれに続く二段階目の手続の遂行に関する事項を付加すること。
  - ・対象消費者の個人情報適切な取扱いに関する規定を設けること。
  - ・二段階目の手続において対象消費者から授権を受けて手続を迫行する場合、善良な管理者の注意義務に基づき業務を遂行すべきことに関する規定を設けること。
  - ・和解等、手続の終了を伴う行為をする場合の対象消費者に対する事前の意思確認に関する規定を設けること。等のほか、
  - ・財産上の利益の受領の禁止、区分経理又は帳簿書類の作成及び保存といった金員の授受に関わる規定について、所要の見直しを行うことが考えられる。以上について、どのように考えるか。

## (参考 8) 適格消費者団体の認定要件

### ①法人格

特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること(第13条第3項第1号)。

### ②目的及び活動実績

不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること(同項第2号)。

### ③体制及び業務規程

業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること(同項第3号)。

### ④ 理事及び理事会

理事会が置かれておりその議決方法が適切であること、理事の事業者からの独立性が確保されていること(同項第4号)。

### ⑤専門的な知識経験

人的体制に照らして業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること(同項第5号)。

### ⑥経理的基礎

業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること(同項第6号)。

### ⑦差止請求関係業務以外の業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと(同項第7号)

### ⑧欠格事由

消費者の利益の擁護に関する法律等に違反して罰金の刑に処せられた等の日から3年を経過しない、暴力団員等の支配下にある、政治団体である等がないこと(同条第5項)。

## ○消費者契約法第13条第3項から第5項まで

(適格消費者団体の認定)

### 第十三条 (略)

#### 2 (略)

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための

活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款又は寄附行為で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。

(2) 第四十一条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。

(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者（当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。）の関係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。(2)において同じ。）の数の割合が三分の一を超えていること。

(2) 理事の数のうちに占める同一の業種（内閣府令で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。

五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者（以下「専門委員」と総称する。）が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談（第四十条第一項において「消費生活相談」という。）その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

- 七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。
- 5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。
- 一 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人
  - 二 第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人
  - 四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人
  - 五 政治団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第三条第一項に規定する政治団体をいう。）
  - 六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
    - ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であった者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの
    - ハ 暴力団員等

## ○消費者契約法施行令（平成十九年政令第七号）

（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）

第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）
- 三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
- 四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
- 五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 五の二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
- 六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
- 八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
- 九 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）
- 十 商品先物取引法（昭和二十五年法律第百三十九号）
- 十一 削除
- 十二 信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）
- 十三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）
- 十四 旅行業法（昭和二十七年法律第百三十九号）
- 十五 労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）
- 十六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）
- 十七 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）
- 十八 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）
- 十九 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）
- 二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
- 二十一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 二十二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
- 二十三 削除
- 二十四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
- 二十五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）
- 二十六 削除
- 二十七 削除
- 二十八 削除
- 二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）

- 三十 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）
- 三十一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）
- 三十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）
- 三十三 保険業法（平成七年法律第百五号）
- 三十四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）
- 三十五 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）
- 三十六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）
- 三十七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- 三十八 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）
- 三十九 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
- 四十 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律）

第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百号）とする。

## ○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

（特定の事業者の関係者の範囲）

第二条 法第十三条第三項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第四号ロ（1）の内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 二の事業者のいずれか一方の事業者が他方の事業者の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数（出資にあつては、総額。以下同じ。）の二分の一以上の株式（出資を含む。以下同じ。）の数（出資にあつては、金額。以下同じ。）を直接又は間接に保有する関係
- 二 二の事業者が同一の者によってそれぞれの事業者の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を直接又は間接に保有される関係がある場合における当該二の事業者の関係（第一号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る直接保有の株式の保有割合（当該一方の事業者の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合をいう。）と当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る間接保有の株式の保有割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

- 一 当該他方の事業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員

その他法人の出資者をいう。以下本項において同じ。)である法人の発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数が当該一方の事業者により所有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

二 当該他方の事業者の株主等である法人(前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。)と当該一方の事業者との間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人(以下この号において「出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数を当該一方の事業者又は出資関連法人(その発行済株式等の総数の二分の一以上の株式の数が当該一方の事業者又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。)によって所有されている場合に限る。)当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

3 前項の規定は、第一項第二号の関係の判定について準用する。

4 法第十三条第三項第四号ロ(1)の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該事業者及びその役員又は職員である者

二 過去二年間に前号に掲げる者であった者

5 法第十三条第三項第四号ロ(1)に掲げる要件の判定に当たっては、当該者の責めに帰することのできない事由により当該要件を満たさないこととなった場合において、その後遅滞なく当該要件を満たしていると認められるときは、当該要件を継続して満たしているものとみなす。

(事業の区分)

第三条 法第十三条第三項第四号ロ(2)の内閣府令で定める事業の区分は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成十四年総務省告示第百三十九号)に定める日本標準産業分類に掲げる中分類01—農業から中分類79—協同組合(他に分類されないもの)まで及び中分類81—学術・開発研究機関から中分類99—分類不能の産業までに属する事業にあつては当該各中分類により分類するものとし、中分類80—専門サービス業(他に分類されないもの)に属する事業にあつては中分類80—専門サービス業(他に分類されないもの)(法律事務所及び司法書士事務所に限る。)と中分類80—専門サービス業(他に分類されないもの)(法律事務所及び司法書士事務所を除く。)とに分類するものとする。ただし、内閣総理大臣が、事業活動の態様等を勘案し、差止請求関係業務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めて別の区分を告示したときは、その区分とする。

2 前条第五項の規定は、法第十三条第三項第四号ロ（2）に掲げる要件の判定について準用する。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者に係る要件）

第四条 法第十三条第三項第五号イの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者

イ 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

ロ 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

ハ 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

二 前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの

（法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件）

第五条 法第十三条第三項第五号ロの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 弁護士

二 司法書士

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学の学部、専攻科又は大学院において民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授又は准教授の職にある者

四 前各号に掲げる条件と同等以上のものと内閣総理大臣が認めたもの

（業務規程の記載事項）

第六条 法第十三条第四項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項

イ 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項

ロ イの業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務（第二十一条第一項第三号において「消費者被害情報収集業務」という。）の実施の方法に関する事項

ハ 消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務（第二十一条第一項第四号において「差止請求情報提供業務」という。）の実施の方法に関する事項

ニ 法第十三条第三項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項

- ホ 適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項
- へ その他必要な事項
- 二 適格消費者団体相互の連携協力に関する事項（法第二十三条第四項の通知及び報告の方法に関する事項並びに第十七条第十五号に規定する行為に係る当該通知及び報告の方針に関する事項を含む。）
- 三 役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項
- 四 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項
- 五 法第三十条の帳簿書類の管理に関する事項
- 六 法第三十一条第二項の調査を行う者の選任及び解任に関する事項
- 七 法第三十一条第三項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項
- 八 その他差止請求関係業務の実施に関し必要な事項

## (参考9) 適格消費者団体が遵守すべき責務規定・行為規範

### ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（差止請求権の行使等）

第二十三条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。

- 2 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。
- 3 適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。
- 4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。
  - 一 第四十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による差止請求をしたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において差止請求をしたとき。
  - 三 差止請求に係る訴えの提起（和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。）又は仮処分命令の申立てがあったとき。
  - 四 差止請求に係る判決の言渡し（調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があったとき。
  - 五 前号の判決に対する上訴の提起（調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。）又は同号の決定に対する不服の申立てがあったとき。
  - 六 第四号の判決（調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。）又は同号の決定が確定したとき。
  - 七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。
  - 八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟（和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。
  - 九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する相手方との間の協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき。
  - 十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存す

ることとなるものをしようとするとき。

十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体並びに内閣総理大臣及び経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体及び経済産業大臣に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

6 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。

(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使（差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第二十八条において同じ。）に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(氏名等の明示)

第二十六条 適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務を行うに当たり、相手方の請求があったときは、当該適格消費者団体の名称、自己の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)

第二十七条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下この項において同じ。）又は民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十三条第一項の決定により訴訟費用（和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する

額の償還として財産上の利益を受けるとき。

二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

4 前三項に規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に関してした不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

5 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。

6 適格消費者団体は、その定款において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十三条第一項の認定の失効（差止請求関係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金（前項の規定により積み立てられた金額をいう。）に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体）があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかななければならない。

（業務の範囲及び区分経理）

第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 差止請求関係業務

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 定款

二 業務規程

三 役職員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）

四 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。）を記載した書類

五 財務諸表等

六 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

4 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項各号に掲げる書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請

求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(規律)

第三十六条 適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならない。

## ○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

(通知及び報告の方法等)

第十三条 法第二十三条第四項の規定による通知（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、書面により行わなければならない。

2 法第二十三条第四項の規定による報告（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、法第四十一条第一項に規定する書面、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は調停の調書、仲裁判断書、準備書面その他その内容を示す書面（第十五条第一項において「内容を示す書面」という。）の写しを添付した書面により行わなければならない。

3 法第二十三条第四項の規定による通知及び報告（それぞれ同項第十号に掲げる場合に係るものに限る。）は、第十六条に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 当該行為をしようとする旨

二 当該行為をしようとする日

三 第十六条第三号、第七号又は第八号に規定する行為をしようとする場合（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百六十五条第一項の申立てをしようとするときを除く。）にあつては、相手方との間で成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容

4 前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める日をいう。

一 第十六条第一号から第三号までに規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。）口頭弁論等の期日（民事訴訟法第二百六十一条第三項に規定する口頭弁論等の期日をいう。以下本項において同じ。）

二 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であつて、民事訴訟法第二百六十四条の規定に基づき裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出しようとするとき 当該書面を提出しようとする日

- 三 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であって、口頭弁論等の期日に  
出頭して前号の和解条項案を受諾しようとするとき 当該口頭弁論等の期日
  - 四 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であって、民事訴訟法第二百六  
十五条第一項の申立てをしようとするとき 当該申立てをしようとする日
  - 五 第十六条第四号から第六号までに規定する行為をしようとする場合 口頭弁論等の  
期日又は期日外においてそれらの行為をしようとする日
  - 六 第十六条第七号に規定する行為をしようとする場合 当事者間で合意をしようとし  
る調停の期日
  - 七 第十六条第八号に規定する行為をしようとする場合 仲裁廷に対し仲裁法（平成十五  
年法律第百三十八号）第三十八条第一項の申立てをしようとする日
- 5 第三項の通知及び報告の後、確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存するこ  
ととなるまでに、同項各号に掲げる事項に変更があった場合（その変更が客観的に明白  
な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものである場  
合を除く。）には、その都度、変更後の事項を記載した書面により、改めて通知及び報告  
をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（消費者庁長官への報告事項）

第十四条 法第二十三条第四項の内閣府令で定める事項は、差止請求に係る相手方から、  
法第二十三条第四項第四号から第九号まで及び第十一号に規定する行為に関連して法第  
十二条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条又は  
特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の四から第五十八  
条の九までに規定する当該差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行  
為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及  
び実施時期に係る情報（第二十八条において「改善措置情報」という。）とする。

（通知及び報告に係る電磁的方法を利用する措置）

第十五条 法第二十三条第四項に規定するすべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電  
磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府  
令で定めるものは、消費者庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に法第二十三条第  
四項前段に規定する事項、第十三条第二項の内容を示す書面に記載された事項及び第十  
三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項を内容とする  
情報を記録する措置であって、すべての適格消費者団体及び消費者庁長官が当該情報を  
記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報をすべての適格消費者  
団体及び消費者庁長官が受信することができる方式のものとする。

- 2 適格消費者団体は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ、又は、同時に、当該措  
置を講じる旨又は講じた旨をすべての適格消費者団体及び消費者庁長官に通知するた  
めの電子メールを、消費者庁長官があらかじめ指定した電子メールアドレスあてに送信し  
なければならない。

3 法第二十三条第四項の通知及び報告が第一項の措置により行われたときは、消費者庁長官の管理に係る電気通信設備の記録媒体への記録がされた時にすべての適格消費者団体及び消費者庁長官に到達したものとみなす。

(差止請求に関する手続に係る行為)

第十六条 法第二十三条第四項第十号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

- 一 請求の放棄
- 二 請求の認諾
- 三 裁判上の和解
- 四 民事訴訟法第二百八十四条（同法第三百十三條において準用する場合を含む。）の規定による権利の放棄
- 五 控訴をしない旨の合意又は上告をしない旨の合意
- 六 控訴、上告又は民事訴訟法第三百十八條第一項の申立ての取下げ
- 七 調停における合意
- 八 仲裁法第三十八條第一項の申立て

第十七条 法第二十三条第四項第十一号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

- 一 訴状（控訴状及び上告状を含む。）の補正命令若しくはこれに基づく補正又は却下命令
- 二 前号の却下命令に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 三 再審の訴えの提起若しくは第1号の却下命令で確定したものに対する再審の申立て又はその再審の訴え若しくは再審の申立てについての決定の告知
- 四 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 五 再審開始の決定が確定した場合における本案の裁判
- 六 仲裁判断の取消しの申立てについての決定の告知
- 七 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 八 保全異議又は保全取消しの申立てについての決定の告知
- 九 前号の決定に対する保全抗告又はこれについての決定の告知
- 十 訴えの変更、反訴の提起又は中間確認の訴えの提起
- 十一 附帯控訴又は附帯上告の提起

十二 移送に関する決定の告知

十三 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

十四 請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解、調停における合意又は仲裁法第三十八条第一項の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了

十五 攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為であつて、当該適格消費者団体が差止請求権の適切な行使又は適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から法第二十三条第四項の通知及び報告をすることを適当と認めたもの

(伝達の方法)

第十八条 法第二十三条第五項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 すべての適格消費者団体並びに消費者庁長官及び経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置

二 書面の写しの交付、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法

(伝達事項)

第十九条 法第二十三条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、法第三十九条第一項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日とする。

(差止請求関係業務を行うに当たり明らかにすべき事項)

第二十条 法第二十六条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 弁護士の資格その他の自己の有する資格

二 法第二十三条第四項第二号に規定する差止請求をする場合にあつては、請求の要旨及び紛争の要点

(業務及び経理に関する帳簿書類)

第二十一条 法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げる帳簿書類とする。

一 差止請求権の行使に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの

二 差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要及び結果を記録したもの

三 消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

四 差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

五 前各号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

六 理事会の議事録並びに法第十三条第三項第五号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの

七 会計簿

八 会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号イ（3）及び（4）において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第25条第1号イ（2）において「会費等関係規定」という。）を記録したもの

九 法第二十八条第一項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの

2 適格消費者団体は、前項各号の帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。

（調査を行う者の選任等）

第二十二条 法第三十一条第二項の調査を行う者（以下この条において「調査実施者」という。）は、その者の職業及び経歴、その者の有する資格、適格消費者団体との利害関係の有無その他一切の事情を考慮して同項に規定する学識経験を有し、公正な判断をすることができると認められる者（当該適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又は過去二年間にこれらの者であった者を除く。）のうちから、当該適格消費者団体が選任するものとする。

2 適格消費者団体は、前項の規定により調査実施者を選任したときは、遅滞なく、当該調査実施者との間で、法第三十一条第二項の調査を受けること並びに当該調査の方法及び結果が記載された調査報告書の提出を受けることを内容とする契約（以下この条において「調査契約」という。）を締結しなければならない。

3 調査契約には、適格消費者団体は、調査実施者が法第三十一条第二項の調査を行うため必要があると認めた場合においてその必要な限度で質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならない旨の条項が含まれていなければならない。

4 調査実施者は、調査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において調査をしなければならない。

（財務諸表等の備置き）

第二十三条 適格消費者団体は、法第三十一条第三項の書類を、五年間事務所に備え置かなければならない。

（役職員等名簿の記載事項）

第二十四条 法第三十一条第三項第三号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前事業年度における報酬の有無

二 当該役員、職員及び専門委員について業務規程に定める役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容

(経理に関する事項)

第二十五条 法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 すべての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ 会費等については、その種類及び当該種類ごとの次に掲げる事項

(1) 総額

(2) 会費等関係規定

(3) 納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別

(4) 納入等をした者（その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が五万円を超える者に限る。）の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日

ロ 事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ハ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額

二 すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二十六条 法第三十一条第四項第三号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第二十七条 法第三十一条第四項第四号の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、適格消費者団体が業務規程で定めるものとする。

一 適格消費者団体の使用に係る電子計算機と法第三十一条第四項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。